

水産政策審議会企画部会
第68回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第68回 企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成29年2月2日（木）午前10時00分

閉会 平成29年2月2日（木）午前11時47分

2. 出席委員

（委員）大森 敏弘 佐藤 安紀子 長瀬 一己 馬場 治 浜田 峰子

東村 玲子 平野 澄子 細川 良範 水越 和幸

（特別委員）遠藤 喜志雄 久保田 正 菅原 幸洋 関 いずみ

千葉 康則 中田 薫 若狭 信行

3. その他出席者

（水産庁）長谷次長 大杉漁政部長 浅川資源管理部長 保科増殖推進部長 岡漁港
漁場整備部長 太田資源管理部審議官 中企画課長 矢花水産経営課長
佐藤加工流通課長 井上漁業保険管理官 藤田管理課長 黒萩漁業調整課
長 黒川国際課長 竹葉研究指導課長 神谷漁場資源課長 伊佐栽培養殖
課長 吉塚計画課長 山本整備課長 坂本防災漁村課長 大久保水産業体
質強化推進室長 中奥内水面漁業振興室長

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第68回企画部会
議事次第

日 時：平成29年2月2日（木）10:00～11:47

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 水産基本計画の論点

(2) その他

- ・内水面漁業の振興に関する基本的な方針に基づく施策の実施状況と今後の方向
- ・水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針について
- ・その他

4 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	水産基本計画の論点	2
3	その他	18
4	閉 会	31

○企画課長 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第68回企画部会を開催したいと思います。

開会に当たり、長谷水産庁次長より御挨拶申し上げます。

○次長 おはようございます。お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日、水産基本計画の見直しに向けて、水産基本計画の論点の御審議をいただきたいと思います。前回、今までの御審議でいただいた御意見を整理いたしまして御報告申し上げますとともに、さらなる御意見等を賜りました。今回は、それをもとに論点となる項目をお示しいたしますので、さらに御審議をいただきたいと思います。

また、その他でございますが、報告事項といたしまして2点でございます。内水面漁業の振興に関する基本的な方針に基づく施策の実施状況と今後の方向、もう一つが水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針について、この2点でございます。双方とも水産基本計画の見直しに合わせて見直し、変更の検討を行うもので、前回検討のスケジュールなどにつきまして御説明したところですが、今回、具体的な変更の方向性や概要につきまして御説明させていただきたいと思います。

限られた時間ではございますけれども、皆様方から忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画課長 本日の議論の進め方について御説明をいたします。

御発言の際には、事務局のよりマイクをお持ちいたしますので、挙手をいただいて、それから御発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員11名中9名の方に御出席をいただいており定足数を満たしておりますので、その旨御報告いたします。

また、特別委員は11名中6名の方に御出席をいただいております。

続きまして、当審議会の議事の取り扱いについて御説明いたします。

水産政策審議会議事規則第6条によりまして会議は公開とされており、傍聴者の方もお見えになっております。また、同規則第9条第2項によりまして議事録は縦覧に供するものとされております。会議終了後、委員の皆様は議事録を御確認いただいた上で、水産庁のホームページに掲載して公表させていただきますので、御了承をお願いいたします。

では、本日の配付資料を確認させていただきます。お手元の封筒の中に入っている資料

でございます。

資料1、水産基本計画の論点、資料2-1、2-2といたしまして内水面漁業基本方針の方向性等についてと、参考資料となる農林水産省告示第1432号でございます。資料3は3種類ございまして、資料3-1が第7次栽培漁業基本方針の概要、第3-2は栽培漁業基本方針の見直しの方向性、資料3-3が水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針、最後に資料4といたしまして、鈴木特別委員から御提出いただいております提出資料でございます。

以上、資料が万が一ない場合には、近くにあります事務局の者にお申し付けいただければと存じます。

なお、委員、特別委員の皆様のお席には木目調の分厚いファイルを用意しておりますが、いつものとおり、これまでの企画部会における資料をファイルで綴じた形で準備させていただいておりますので、御参照いただければと存じます。

それでは、ここからの議事進行は馬場部会長にお願いしたいと存じます。馬場部会長、よろしくお願いいたします。

○馬場部会長 部会長の馬場です。よろしくお願いいたします。

早速議事に入らせていただきます。

本日は、水産基本計画の見直しに向けまして、議題（1）として水産基本計画の論点の審議となっております。また、議題の（2）として、その他として2点報告事項が予定されております。

本日の企画部会は12時までの予定となっております。議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議題（1）、水産基本計画の論点につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○漁政部長 おはようございます。漁政部長の大杉でございます。

それでは、資料1、新たな水産基本計画の論点というタイトルの資料を御覧いただきたいと思っております。これについて本日御審議をいただきたいと考えております。

1ページをお開きください。

前回の企画部会、1月16日に開催されたわけでございますが、昨年12月16日までのこの水政審企画部会の審議における議論を整理いたしました。左側に水産庁より提示したポイント、そして右側に委員、特別委員の方々からいただいた御意見を記載して整理したものと

を御説明させていただきました。

1月16日には、同時に水産物の自給率目標の後半部分についてあわせて御審議をいただいたわけでございます。昨年6月以降、月1回のペースでテーマごとに審議をしていただきました内容、もちろんその中には、前回、1月16日の水産物の自給率目標後半部分というのが含まれるわけですけれども、そういった内容を踏まえまして、本日論点という形で整理をした資料を用意させていただきました。

大項目として「I 『浜プラン』を軸とした漁業・漁村の活性化」としております。

1つ目の項目でございますが、浜プラン・広域浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成、水産資源のフル活用としております。その中には、浜プラン・広域浜プランについて、競争力のある漁業経営体の育成と人材確保、新規就業者の育成・確保、海技士等の育成・確保と水産教育、また魚類・貝類養殖業等への企業の参入といった論点を掲げております。

2つ目の項目でございますが、我が国国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進といたしまして、その中に資源特性等に応じた資源管理の基本的な考え方や方向性、数量管理等による資源管理の充実や資源評価の精度向上と理解の醸成、資源管理のルールの遵守を担保する仕組みの推進、海域や魚種ごとの国際的な資源管理の推進、捕鯨政策の推進、漁場環境の保全と生態系の維持といった点を論点として掲げております。

2ページをお開きください。

3つ目の項目になりますが、活力ある漁業・養殖業の確立でございます。沿岸、沖合、遠洋、養殖などの漁業の課題と方向性、親水性レクリエーションとの調和、栽培漁業・さけますふ化放流事業といったところを論点として掲げております。

4つ目の項目でございますが、加工・流通・消費・輸出でございます。多様な消費者ニーズを捉えた商品供給の取り組み、消費者に対する産地情報伝達の仕組み、新技術・新物流体制の導入等による産地卸売市場の強化と生産者・消費者への利益の還元、我が国水産物の輸出拡大戦略の強化といった形で論点を掲げております。

5つ目の項目でございますが、漁港等の総合的整備でございます。水産業の競争力強化と輸出促進、豊かな生態系の創造と海域の生産力向上、大規模自然災害に備えた漁業地域の安全確保など対応力強化、漁村の魅力など漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出といった論点を掲げております。

それから、水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮の促進も論点として掲げております。

3ページをお開きください。

大項目として「Ⅱ 漁業・漁村の活性化を支える取組」としております。

1つ目の項目でございますが、水産業における調査・研究・技術開発の戦略的推進でございます。資源管理・資源評価の高度化に資する研究開発、漁業・養殖業の競争力強化に資する研究開発、漁場環境の保全・修復、インフラ施設の防災化・長寿命化に資する研究開発、水産物の安全確保、加工・流通の効率化に資する研究開発を論点として掲げております。

2つ目でございますが、漁船漁業の安全対策の強化でございます。漁船事故の防止と労働災害の減少を論点として掲げております。

3つ目の渚泊等漁村と観光業の連携の推進についてでございますが、これは浜プランによる取り組みなども含め、論点として掲げてみました。

4つ目の項目でございますが、漁協系統組織の再編整備等としております。漁業者の所得向上に向けた浜プラン等における漁協の役割、漁協系統組織の経営・事業基盤強化、また漁協系統組織における人材育成、女性・青年の活躍、それから漁協系統組織におけるコンプライアンスの確保を論点として掲げております。

融資・信用保証等の経営支援の的確な実施についても論点として掲げております。

4ページをお願いいたします。

上段でございますが、大項目Ⅲでございます。「東日本大震災からの復興」でございます。

1つ目として東日本大震災からの着実な復旧・復興、2つ目として原発事故の影響の克服でございます。安全な水産物の供給と操業再開に向けた支援、風評被害の払拭、諸外国・地域の輸入規制の撤廃・緩和といったところを論点として掲げております。

このページの下段でございますが、大項目としてⅣという形で「水産物の自給率目標」としております。昨年12月16日、本年1月16日の2回にわたりまして御審議をいただいたところでございます。

1つ目でございますが、自給率目標等達成に向けたこれまでの取り組みの検証、2つ目として自給率目標の考え方を論点として掲げております。3つ目ですが、漁業生産、水産物消費に関する課題として、漁業生産に関する課題、水産物消費に関する課題を論点として掲げております。4つ目でございますが、自給率目標の基礎となる生産量、消費量の目標の考え方でございます。5つ目として、平成39年度、目標年度における水産物の自給率目標として、食用魚介類、魚介類全体、海藻類、それぞれの自給率目標を論点として掲げ

てございます。

資料は以上でございます。

この論点、項目に従いまして、次期水産基本計画に盛り込むべき内容について、委員、特別委員の皆様から、これまで6月以降、テーマごとに御議論をさせていただきました中で、貴重な御意見をいただいておりますけれども、こういった項目に従って、また御意見などをいただければと存じます。どうもありがとうございました。

○馬場部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありました水産基本計画の論点につきまして御審議いただきたいと思います。

従来と同様に、何名かの方に御発言いただいた後、一旦区切りまして、まとめて事務局から御回答いただくという形で進めたいと思います。

また、御意見に関しましては、今後の事務局における検討の参考とさせていただくこととしたいと思います。

本日御欠席の鈴木特別委員より提出された御意見につきまして資料4として配付しておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、おおむね11時少し前ぐらいまでを審議に当てたいと思います。では、よろしくをお願いします。

では、東村委員。

○東村委員 東村でございます。

これまでもこのような意見は出てきたかと思っておりますので、再確認という形で数点述べさせていただきたいと思っております。

まず、1ページ目の上の段ですね。競争力のある漁業経営体の育成とこれを担う人材の確保というのは、この日本の水産業が生き残っていくためには、もう非常に重要なことで当たり前なんですけれども、一方で、2ページ目の一番下にあるように、水産業というのは多面的な機能を持っているわけですね。これは多分水産業の主力とならない、主翼を担うようなものにはならないかもしれないけれども、前回大森委員からの御発言にもありました国境警備を含む多面的機能を持っているということで、前回もお話にありましたけれども、主力となる水産業の担い手はそういう形で支援し、それ以外のさまざまな機能を持っている漁業者の方も、それ相応に支援するという理解でいいのかという、ちょっと御確認ということなんです。

またちょっと話が変わりますが、1 ページ目の下半分の資源管理の部分ですけれども、資源の特性、分布や利用状況に応じた資源管理の基本的な考え方や方向性というのは、これもこれまでに一律に、例えば数量管理を入れることは出来ないとか、そういうことは確認していただいたかと思いますが、これも確認ですね。

さらに、そこから少し下になりますが、資源管理のルール of 遵守を担保する仕組みの推進というのは、これは国内的には漁業者の自主管理というのがすごく日本の特徴であって、しかもそれによって取り締まりなどの行政コストが非常に下がるという、非常に日本に特徴的かつ、良い、すばらしい制度です。それをこれからも続けていくような計画にしていきたいと思います。

一方で、国際的にもこれは重要なことでして、これは自主的に頑張ってもらおうというわけにはいかないもので、どのようなものが望ましいかというのはなかなか難しいかと思えますけれども、その点もよろしく願いいたします。

私からは以上です。ありがとうございます。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。

では、まず久保田特別委員。続いて、水越委員お願いします。

○久保田特別委員 今、多面的機能のお話がちょっと出まして、私の仕事といいますのは、いわゆる浜を回る、特に対馬、壱岐、五島、こちらを回って仕事をするのが全体の7割、8割であります。今年になって対馬、こちらをずっと回ったんですが、その中で私は漁協と話をするというよりも、組合員の方、昔からの地区の方がいらっしゃいますので、そこにいろいろと話をするわけであります。

その中で、先ほどの国境警備というお話が意見がございましたけれども、これについて、最近では密航ですね。昔は多かったんですけども、大分そういうものは目にしなくなった。ところが最近では、漁船なのか、それとも軍艦なのか判別がつかないようなケースが多くなっている。特に沖合に行くと外国船、中国なり韓国なりに出くわす機会というのが頻繁にあるわけだけれども、こちらは違反していないし、ただ向こうが変に来ているからということで近づいていくと、漁船だろうと思ったら、どうもそうじゃなくて、船尾とかに何か隠している、そういうようなものが来ます。そういう中で、いわゆる国境警備と同じ、国土防衛と同じという言葉が出ましたけれども、これは単に多面的機能、いわゆるいろいろな漁業、そして浜というのが多面的機能という役割を負っておりますが、それと同じような同列のものかなと。いや、ちょっと違うんじゃないかと。

特にこれは陸上では、隣で何があったとか、いろいろなごたごたがあるとは余り書かれたくないというような風潮も一部あるやと思います。ところが、海の上では、よそから入ってくる船、物すごく漁業者、漁師というのは敏感にそういうものについて注意をしています。今は漁協なり海上保安本部なり、そういうところへのいわゆる情報の伝達、通報、そういうものがきっちりとされております。したがって、何か不審なり、おかしいというものがあれば、これは連絡がすつと行く。その後は、いわゆる国なりの対応だろうと思えますけれども、そういう面になりますと、仕事、そこでいわゆる漁業をして操業していても、いろいろな機械が今は発達しておりますから、いろいろな船が入ってきている、近くに来ているとかというのはレーダー等でよくわかる。特に大きい船ほどそういうものがわかるということでもあります。特に最近は自分からぶつけなくても、これは車と一緒にですが、相手が飛ばし込んでくる。したがって、操業しつつそういうものにも目を配っている、気を配っている。

そういうようなことで、私はこれは単なる多面的機能の一つということではなくて、いわゆる国の国土防衛、海上防衛の私は大きな役割だろうと思えます。したがって、この役割というものがこの漁業にあるんだということについてを、多面的機能の一環ということではなくて一つの大きな柱として、私は国民の皆さんにもやっぱりわかっただくと、そういうものが漁業を理解していただく一つの一助になるのではないかなと思います。よろしくお願いします。

○水越委員 水越です。

これまでの論点整理の中でも再三出てきているのですが、温暖化など気候変動という文字が今回の論点の中に出てきておりません。非常に重要な分野だと思いますので、何らかの形で見出しにして目立つような形にして強調するのがいいかというふうに考えます。

もう一つは全体のバランスです。大きく4つの項目があるのですが、その中で、この1番目の「浜プラン」を軸とした漁業・漁村の活性化というところがボリュームがちょっと大きい感じがします。バランスを考えると、またその重要性などに鑑みますと、こちらの1ページ目にある資源管理の高度化あたりを例えば一つの大きな項目にするなどして、全体のバランスをとったほうがいいのではないかなと思いました。

以上です。

○馬場部会長 ありがとうございました。

では、中田特別委員で一旦区切ります。

○中田特別委員 私も今、温暖化の話を発言しようかなと思っていたところです。資源は気候変動に伴って変化するというのも皆さん理解されてきたところで、これまでのところ、いろいろ変化が起こったときに適用するまで結構時間がかかっていたと思うんですね。それを時間をかけなくしていく方向というのを考えなければいけない。

例えばブリの話を考えると、ブリはなかなか北海道では獲れない。でも西日本のほうではよく食べられる。そこに届けるのか、どのような形で、どういうふうに通じて売っていくかということまでトータルで考えなければいけない。なので、気候変動でほんとどこかに位置づけるということも重要ですけども、幾つかある項目の中で触れていただくということがすごく重要ななと思いました。

それからあと、研究開発のところ、3ページ目ですね。今、研究の分野では成果の最大化ということを言われます。研究で一生懸命やるけれども、それが本当に現場で役立たなければ意味がない。ここで4つの課題が挙げられていますけれども、成果をわかりやすく発信すること、それから現場での活用まで見据えた研究ということを初めの前書きのところ書いていただければいいかなと思いました。

それからあと、4ページ目の東日本大震災からの復興のところ、安全な水産物の供給と操業再開に向けた支援というのが書かれて、さらにこれに加えていただければいいかなと思うのが、今まで漁業が止まっていたことによって、結構大きな形の良い、それから量的にも結構増えてきているというような情報が今まで積み重ねられてきました。それをうまく持続的に利用するというのを、発信をしながら利用していくような方向の流れをちょっとつくっていただければいいかなと思いました。

以上、3点です。

○馬場部会長 ここで一旦締めまして御回答をお願いします。

○漁政部長 東村委員、久保田特別委員、水越委員、中田特別委員から貴重な御意見、あるいは確認したいというコメントを頂戴いたしました。どうもありがとうございました。

私のほうから幾つか回答させていただきたいと思いますが、まず東村委員から確認したいということでお話のありました、競争力のある漁業経営体の育成と人材確保の部分と多面的機能との関係といますか、位置づけということについてでございます。

これは、8月の水政審企画部会の議論を思い起こしていただければと思います。お手元にごございます資料の8月分の10ページと13ページを御覧いただければと思います。

10ページにありますように、現状の漁業構造でございますが、このピラミッドにありますように、2013年センサスペースですが、全体で9.5万経営体程度がある中で、担い手たる漁業経営体、あるいは競争力のある漁業経営体として認識をしようとしているのが2.2万経営体程度であるというお話をさせていただきました。計画的に資源管理、または漁場改善に取り組みながら、収入の変動を緩和して効率的かつ安定的な経営体を目指している、そういう個人または共同経営、法人経営体であるわけでございます。考え方としては、この2.2万経営体程度がもちろんリタイア、あるいは新規参入といった形で新陳代謝をするということは当然のことでございますが、そういう中でこれをしっかりと担い手として位置づけて確保していこうという考え方です。現状の水産資源の利用といいますか、生産高といいますか、それを見ていきますと、全体の7割程度をこの2.2万経営体が使っている、水揚げをしているという構造であるわけですが、これを大部分を担うようにしていくことを、つまり7割を例えば9割に高めていくというようなことを、経営に関する施策について、この2.2万漁業経営体に集中することによって実現を目指していこうということでございます。

ただ、一方で、その他の漁業経営体はどうなるのかということについては、7割を高めるということであって、100%にするわけではないというのが大前提でございますけれども、やはりその他の経営体というのは漁業技術の指導ですとか、漁具のメンテナンスですとか、さまざまな活躍の場を通じて担い手たる漁業経営体を支える形で漁業にかかわっていく、そういうことで漁業全体として資源をより効率的に活用していく、そして、その他の関係者もさまざまな活動を通じて多面的機能の発揮ですとか、漁村コミュニティーの維持ですとか、そういった形で引き続き地域の活性化に貢献をしていく、そういう漁業構造を目指していくのではないかとということで提起をさせていただいたことを思い起こしていただければと思います。

13ページを見ていただきたいのですが、8月の企画部会の資料の13ページでございます。重点化するというのは、あくまで経営に関する施策を、この担い手たる漁業経営体に集中化するということであって、多種多様な漁業・養殖業の実情を踏まえてやっていかなければいけないのはもちろんなのですが、漁業、あるいは漁村の持つ多面的機能ですとか集落維持機能ですとか、こういったことを考慮して、そういった施策というのは担い手に重点化するような性格のものではないだろう、しっかりと地域政策として峻別して整理をしてやっていく必要があるだろうということでございます。

それから、東村委員のコメントの中の一部、あるいは久保田特別委員からいただきました

た論点についてでございますけれども、久保田特別委員のほうからは、国土防衛上の役割というのは、多面的機能という範疇には入らないのではないかと。むしろ、それとして位置づけることによって国民の漁業に対する理解を深めてもらうことがより可能になっていくのではないかとというような御意見を頂戴いたしました。貴重な御意見として承りたいと思いますけれども、多面的機能という概念をもっと広く捉えることが出来るのではないかと、それが適当ではないかと思っております。

そういう考え方を前提にコメントさせていただきますと、漁業者による国境監視ですとか海難救助ですとか、国民のまさに生命・財産の保全という観点から非常に重要な役割を担っているわけでありまして。こういった国民の生命・財産の保全のために、漁業者、あるいは漁協などが実施をする国境監視、海難救助といった機能、役割、これも水産業・漁村の持つ多面的機能と捉えることが出来るのではないかと思います。そういう多面的機能の発揮の取り組みに私どもとしても支援を行っているところで、引き続き支援をやっていきたいと考えております。予算事業も用意されているわけでありまして、そういった広い概念として、多面的機能というものを捉えるのが適当ではないかと思います。

それから、水越委員から、項目のバランスをもう少し考えていただきたいというコメントを頂戴いたしました。今後、本日いただきました、あるいはこれまでのテーマごとの議論を行ってきた企画部会でいただきました御意見を踏まえて、基本計画の素案、そして最終案と作業を進めていきますので、そういった中で、項目のバランスの問題も含めて、作業を継続していきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○管理課長 管理課長でございます。

東村委員からいただきました意見の部分でございますけれども、1ページの我が国国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進の中の1つ目の丸につきましては、委員がおっしゃいましたように全体的な方向性ということで考えておきまして、2つ目がどちらかという資源管理計画体制ということなので、漁業者自身が自ら取り組むという部分に該当するかと思っております。

その3つ目の丸、これがどちらかといいますと公的に、今でもやっておりますけれども、TACとかでやっている話を論点として書かせていただこうと思っております。実際に6月24日の資料にも記載しておりますけれども、いろいろTAC制度を現実国内の漁業にフィットする形で落としていくためには、それ相応の検討すべき課題がありますので、単

純に一律に何かルールをあらかじめつくって適用していくという、そういうことではないと考えています。

あと、漁業者の相互監視の機能につきましてはおっしゃるとおりでして、我々としても6月に企画部会に提出した資料の中に、一番最初の担保措置の取締り移行的な取締りとセットで資料としては記載はさせていただいております。ただ、現実問題として、我が国の取締りの状況が置かれている状況、公的な意味で置かれている状況を申し上げますと、やはり外国漁船をいかにうまく管理するかということが問題となっておりますので、後ろのほうの資料につきましては、それが主題になっているということなので、今いただきました御意見も踏まえながら最終的な記述ぶりは考えさせていただきたいと思っております。

○企画課長 水越委員と中田特別委員から、温暖化の記述について何らかの形で触れるべきではないかとのコメントがございました。今、こういう構成の中で温暖化という項目が出てきているわけではないですけれども、個々の項目の中で、例えば先ほど中田特別委員からありましたとおり資源管理の中であったりとか、ああいう中で、全体の文脈に必ずや中で温暖化を必要に応じて記述させていただきたいと思っております。

○馬場部会長 それでは、また御意見、御質問をお願いします。

若狭特別委員、関特別委員の順でお願いします。

○若狭特別委員 何点か、ちょっと質問ではなくてお願いも含めてあります。

まず、漁業者の立場ということで、1ページ目の海技士等の人材の育成・確保と、あと外国人技能実習制度の円滑な実施、この点は非常に今現在、例えばとりわけ遠洋漁業については、乗組員の高齢化もさることながら、海技免状、この部分がなくて、極端なことを言うと労務倒産もあり得るような状態になっていて、時間はほとんどありません。無線士、機関長がいなくて船が出せないという、こういった状況が実際起こっていますので、ぜひともこの部分については真剣に行政のほうでも取り組んでいただきたいと思います。

業態別にいろいろな問題があるんですけれども、数限られたそういった海技免状所有者の引き抜き合戦というものも起こっていますので、これは我々漁業者にとっても業界にとっても決していいことだとは思えませんので、よろしく対処のほうをお願いいたします。

あと、水産業の競争力の強化、とりわけ、またこれは遠洋漁業の部分についてですけれども、国内の規制等があって、例えば中西部太平洋のまき網関係については、外国の超大型漁船が跋扈する中、日本の漁船については国内のそういった規制等もあって、従来の方式で戦わざるを得ないというような状況も起こっています。許可の一斉更新の時期も迎え

たと聞いていますので、水産業の競争力強化、国際競争力の強化ということを行政のほうでもうたわれるのであれば、その辺のところも十分考えていただきたいと思っています。

あと輸出、水産物の輸出。これは国是ということで3,500億円は達成するのだということでもって、輸出を達成するという部分については私どもも真剣に考えています。沖合漁業等で、いつどこでイワシだとかサバ等が大量に獲れて、それで国内マーケットで捌けないものは輸出に回そうと、かつ、また東南アジア、アフリカにも日本のアジ、サバを欲している、そういったところも沢山あります。だから、無駄にならないように輸出を推進するという部分については全然異存がないのですけれども、いかんせん、例えば漁港に揚げたと、揚げたとしたら固める、そういった冷凍設備がないと、こういう問題があります。輸出したくても出来ない、こういう問題がありますので、今、国のほうとしても全国的にいろいろな漁港の整備等を行われていますので、輸出をドライブをかけようとおっしゃるのでしたら、やはりそういったところも強化していただいたら、私ども漁業者としても、輸出のほうも推進しようとする立場の人間にとっても良いことになると思います。

あと、先刻来お話ししている、国際資源管理が強化する中で、資源アクセスと、そういったものに対して柔軟性を持たせるということについては、繰り返して申し上げませんが、船籍のサスペンド云々の話も非常に制度的に難しい面があるとは重々存じますが、大切なのは将来だということで、未来だということで、その辺も担保していただければ非常にありがたい。

あと、輸出の促進について、ちょっとこれは蛇足的な面もあるのですけれども、例えば遠洋漁業船は海外で操業しています。海外で操業して、輸出する場合に輸出許可の問題もあります。海外で操業している日本船に対して日本政府の許可を発行するというのはなかなか面倒な面もあって、そういう部分についてもいろいろ業界のほうからも話が出ているとは思いますが、将来を担保するという意味で、かつまた遠洋漁業をこれからも残すという観点から、真剣に取り上げて検討していただければと思います。

以上です。

○関特別委員 関です。

私は意見というか感想みたいになってしまうのですけれども、4ページのところに2点あります。

1つは東日本大震災からの復興というところなのですけれども、ここでは漁業・水産業の復興について項目が上がっているわけなのですけれども、やはり漁業、水産業というのは、

その地域とか、その暮らしとか生活とかというものと結びついて成り立ってきているものなので、やはり生活とか地域自体の復興というようなところが、ちょっと一言欲しいかなと思いました。

それから、下のところで自給率目標というところで書いてあったのですが、これは、前回私は出ていないので、だから余計わからないのかもしれないのですが、自給率をやって目標値が出てくる訳ですが、すごく根拠がわかりにくいなと思います。どういうふうにして消費量を増やしていくのかとか、そこまでここに書く必要があるかどうかというのはまたあれなんですけれども、でも、もうちょっとわかりやすい、こういう根拠づけみたいなものが見えたらいいなと思いました。

以上です。

○馬場部会長 大森委員、次に佐藤委員、お願いします。

○大森委員 先ほどの久保田委員の御発言に対しての大杉部長の御回答の関連であります。前回私も、この国境監視機能のことについて発言させていただきましたけれども、今、大杉部長がおっしゃられた大きな多面的機能の中で位置づけていけるのではないかと。久保田委員も、他も同じだと思いますけれども、やはりこの多面的機能の中の漁業・漁村が担い得る国境監視の機能というのを、やはり広く国民の方々にも十分理解をしていただかなければならない。その意味でも、この多面的機能の一つの機能ということで中に入れるのではなくて、やはり漁業が持つ、産業が持つ特徴ということで位置づけをしていただきたい。水産施策の中で多面的機能の一つとして、この国境監視の機能、これを政策を打っていただいているというのは十分理解をしておりますけれども、やはりこの機能というのは全体の役割としても水産の部分をはみ出る部分も当然出てまいるとしますので、そういった意味でも、この基本計画の中で、そういった位置づけでとらまえていただければ、国民のこの機能に対する理解、また期待度、そしてそれに対する我々漁業者がこれからもしっかりとそういった機能を担い得る、そういう役割を充実させるためにも、そういった位置づけでお願いをしたいと思います。

○佐藤委員 佐藤です。

今の大森委員の発言を聞いて、私は、この議論のどこかのときに離島のことを申し上げたと思うのですが、やはり日本というのが沢山の離島を抱えている国だと、国全体が離島国家であるということを前面に、地理的なことを、天からこの国を俯瞰したようなことを書き入れることで、漁業というのは海辺にあって、自分たちの国を守ることもあ

りますし、よそとの防人にもなるというような書きぶりになっていくと、非常にまず前段で漁業という産業の位置づけと、なぜ外国との間に入るのかということもわかるのではないかと思います、そういう何かとらまえ方というんでしょうか、今のある形は十分と思うのですけれども、そこに地理的な日本の国と漁業というようなとらまえの何か項目とか単元を入れていただくと国民理解も深まるし、今出てきている議論と、中に出ていくかということがわかりやすく入れられるのではないのでしょうかと思いました。

以上です。

○馬場部会長 では、御回答がありましたらお願いします。

○漁政部長 若狭特別委員、関特別委員、大森委員、佐藤委員から貴重な御意見をいただきました。どうもありがとうございます。何点か御紹介をさせていただこうと思います。

若狭特別委員から、海技士の確保が特に遠洋漁業では極めて重要であるという観点から、お願いとおっしゃっていましたが、コメントをいただきました。6月以降、テーマごとの水政企画部会での議論の中では必ずしも明示的に出てきたものではございませんが、前回の企画部会でお話ししたことの重複になる部分もありますけれども、御紹介をさせていただこうと思います。

水産高校の海技士資格者候補者としての卒業生が年間1,000人ぐらいいる中で、漁業に進んでいる人は170人ぐらいしかいない。これに対して商船のほうにその倍ぐらい、340人ぐらいが進んでいるというようなデータもございます。水産業といいますか、漁船乗組員ですから、その魅力を発信して、より多くの人を漁業の世界に呼び込んでいくという取り組みを進めていかなければいけないと思っています。

その際、海技士資格取得の面でいろいろ言われています問題は御案内のとおりでございます。水産高校、本科3年を卒業した場合に、200トン未満の漁船でいえば船長になる資格として4級の海技士、それから一等航海士であれば5級の海技士の資格が必要なわけですが、それぞれ取得するためには、卒業後、乗船履歴というのを1年9カ月、1年3カ月経て、そして口述試験に合格をして海技免状を取得するというのが現行の仕組みです。この点については、特に周年操業に従事するというのが難しくなっている場合、例えばサンマ棒受網であれば四、五カ月で雇い止めになるということであれば、1年9カ月とか1年3カ月とかという乗船履歴というのは、それを達成するために何年もかかってしまう、こういう問題が元々ありました。

それから、口述試験も定期で年4回、臨時で8回程度ありますけれども、なかなか漁業

者、乗組員というのはうまく受験できないんだ、都合が悪いんだというようなこともあって、いろいろ議論をしていきました。水産高校3年を卒業した後に乗船実習コースというものを設けて、これは水産高校に1年の専攻科という形で、その中に6カ月の乗船実習を含むようなものですが、また水産大学校、漁業学校、水産試験場といったところに半年間の漁船実習講習というものを設けて、それを修了すれば乗船履歴がなくても口述試験を受けることができ、合格をすれば卒業時点で免状を取得することができる、ただ、履歴限定というのが3カ月ほどございますけれども、それを過ぎれば、4級であれば200トン未満の漁船であれば船長になれるようになる。なるという意味ではありません。なれるようになる。5級であれば一等航海士になれるようになると、こういうふうな仕組みを考案して検討を続けているところでございます。

また、乗組員を確保していく上で重要なのは、先ほど御紹介しましたような水産高校の海技士資格者候補者の就職先です。水産高校生に働きかけていかなければいけないのではないかとということで、大日本水産会が窓口になって漁業者団体が行動していく、働きかけをしていくことですが、水産庁としても、また文科省とも協力しながら就職説明会を開催すること等に対する支援を行っていく。こういうことを通じて漁業者団体が中長期的な需要見込みに基づいて人材確保計画を水産高校に示して、そして水産高校生に対して説明会を開催するといった形で求人活動を組織的に実施していく、こういったことをやっています。乗組員確保養成プロジェクトというものも進んでいるところでございます。

輸出に関して若狭特別委員会からお話がありました。水産庁の補正予算、あるいは当初予算のPRみたいな話になって恐縮なのですが、28年度補正予算でも輸出力の強化として、大規模な拠点漁港、あるいは港湾における陸揚げ施設等とともに荷さばき施設ですとか製氷施設ですとか冷凍冷蔵施設などを一体的に整備する、また、HACCP対応のための施設の改修に対して支援を行うといった事業を用意しております。当初予算においてもHACCP認定を促進するための研修会の開催ですとか、専門家による現地指導への支援だとか、そういったソフト事業を用意しているところでございます。

輸出に当たっては、御指摘がありましたとおり、さまざまな整備、あるいは解決すべき点がございます。輸出のための海域等のモニタリングへの支援ですとか、EU・HACCP、これはなかなか認定施設が少ないものですから、厚生労働省が認定してきたことに加えて水産庁も認定をするという体制を整えてやってきております。輸出水産物についての

履歴情報システムの構築、いわゆるトレーサビリティですけれども、必要なマニュアルの作成などにも取り組んでいきますので、御指摘いただいたような観点も含めて輸出促進を後押ししていきたいと思っております。

○漁業調整課長 漁業調整課長でございます。

若狭特別委員会からの御指摘で競争力の強化の話がございました。国際的な漁場で国際規制に対応しつつ、我が国漁船の国際競争力の強化、それから我が国の漁業権益の確保を図るということは、おっしゃるとおり課題となっていると認識しております。その中で、例えばWCPCF Cの水域でありますと、大型まき網船につきましては、先進国は隻数、それから漁獲能力、漁獲量を増やさないようにするということが国際取り決めされている現状にございます。その中でどうしていくかということで、我が国海外まき網漁業についてはいろいろ取り組んでいただいております、努力量を増やさない形で、スクラップ・アンド・ビルドしながら大型化を図っていくというような取組みをやっていかなければいけないと考えております。

指定漁業の一斉更新におきましても、国際競争力を強化するために許可船舶の大型化の手続の見直しということで、国際取り決めに抵触しない形で大型化できるような仕組みを導入するという方向で検討しているところでございます。

それからあと、船籍サスペンドの話でございます。これは前回の企画部会の際にもお話しさせていただいたとおりでございますので繰り返しませんけれども、入漁する沿岸国の制度に対応しながら、我が国の制度をどういうふうになれば柔軟に対応していくことができるかということは、今後の検討課題であると思います。ご存じのとおり、現在業界識者、関係者を含めての勉強会をしているところでございますので、そういった議論を通じまして、法律の所管省である国土交通省にどういうふうを持ちかけていくかということを検討しなければいけないと認識しております。

以上でございます。

○漁港漁場整備部長 漁港漁場整備部長でございます。

大森委員からありました漁業者さんが担っている国境監視機能について、私どもの認識は、まだ広くこの重要な役割が国民の皆さんに浸透していないというところにあると思っております。まずは今年度からの水産多面的機能発揮対策事業の第2期対策がスタートしておりますが、こういった漁業者さん、あるいは漁業が担っている多面的機能について特にこういう国境監視といったような機能、これが広く国民の皆さんに理解していただくよ

うな取組を強化してまいりたいと考えています。

あと、佐藤委員からございました離島の関係について、離島が有するハンディキャップ、を克服するために、例えば、離島漁業再生交付金等の事業で支援させていただいています。あわせて、これは議員立法なのですけれども、昨年4月に特定有人国境離島法が成立しました。同法によると国境線に有する地域が我が国の領土・領海を保全するためには非常に重要な役割を果たしているということで、その保全、または地域社会を維持するために必要な支援をしていこうというのが法律の趣旨なんですけど、その中で漁業経営の安定という項目が実際法律の中に位置づけられました。これは意味するところ、やはり漁業が国境を監視する上で非常に重要だということが、法律に位置づけられたのではないかと理解しています。その関係で、水産庁では、平成29年度新規予算において、特定有人国境離島地域の地域社会の維持、具体的には雇用の促進に関するような施策に対して交付金として3億円計上いたしました。今後ともそういった施策を通じて、離島、特に有人国境離島を含めて支援対策をしっかりと行ってまいりたいと考えているところでございます。

○漁政部長 閣特別委員から、自給率目標の根拠についてコメントをいただきました。自給率目標というのは何度も御紹介していますように、また御理解いただいていると思えますけれども、生産量の目標を消費量の目標で除したものであるということでございます。なかなか分母子の目標というものを定める根拠がちょっと不明確なのではないかということでございますが、前回、1月16日の企画部会で御紹介した資料でいきますと、2ページを見ていただければ幸いです。

生産量目標と消費量目標というのは、この2ページにありますように、もちろんこれも2回にわたってご議論していただきました、あるいは水産庁のほうから素材を提供させていただきましたように、まず、過去からのトレンドという形で趨勢というものも念頭に置く必要があります。そして、その趨勢というものを念頭に置いた上で、生産であれば、この2ページの上半分にありますように、生産に関してさまざまな課題があつて、例えば浜プランを策定・実践しPDC Aサイクルを徹底することによる収入の向上とコスト削減、それから生産の太宗を担う効率的かつ安定的な経営の実現、また適切な資源管理を通じた資源の維持・増大、あるいは藻場・干潟、河川・湖沼等の環境の保全や種苗放流等の取り組みによる生物多様性と高い生産力の維持といったような、これは例示ではありますけれども各種課題があつて、その課題を克服することで実現できる見込みの生産量というものを生産量目標として算出するというをやったわけでございます。

他方、消費のほうですけれども、その下半分にありますようにさまざまな課題があつて、例えば食の外部化や簡素化など消費者ニーズの変化への対応と未利用魚の活用など新たな市場の創出ですとか、消費量の多い高齢者、消費の減少が著しい中年層、もともと消費量が少ない若年層等、世代別の傾向に基づいた対応が必要であるといったようなこと、それから、水産物を豊富に取り入れた健康的で豊かな食生活が将来にわたり維持されるよう、生産、加工、流通、消費の緊密な連携による水産物の栄養特性、旬や調理方法、おいしさなどに対する理解を深める魚食普及、和食の代表的な要素の一つである魚食文化の世代を超えての継承といったような課題を克服することで、解決することで実現できる見込みの消費量として消費量目標というものを定めるということをやってきたわけでございます。そして、自給率目標というのは両者の割り算ということでやっております。数値の議論でするので、なかなかどういうふうに数値化しているかという部分について若干見えづらいところもありますけれども、数値を算出していく考え方としてはそういうことでございます。

おさらいになって恐縮でございますが、ご紹介させていただきました。

○馬場部会長 次の議題がありますので、申しわけありませんけれども、この議題はひとまずここで終えたいと思います。

ちょっと申しわけありません。私から一言。これ、表現の問題だけなので御検討いただければ。1 ページ目の一番上の水産資源のフル活用というのが、たしか以前の現基本計画の見直しですけれども、5年ぐらい前のときに意見が出て、フル活用の「フル」という言葉が資源管理の観点から誤解を与えないかというので、有効活用とか、何かそういうふうに換えられたような気がしたので、単に表現の問題なので誤解を招かないかという懸念の問題だけです。御検討いただければと思います。

それでは、また御意見がおありだと思いますが、事務局あてにメール等でお寄せください。

それでは、次の議題の(2)、その他で、内水面漁業の振興に関するものと水産動物の種苗の生産及び放流について、2件あります。これをまとめて御報告をお願いいたします。

○内水面漁業振興室長 内水面漁業振興室長の中奥でございます。私のほうからは、内水面漁業の振興に関する基本的な方針に基づく施策の実施状況と今後の方向について御説明をさせていただきます。

本件につきましては、前回、1月の第67回企画部会のほうで御説明をさせていただきましたとおり、内水面漁業の振興に関する法律第9条の規定に基づきまして平成26年10月に

策定をいたしました内水面漁業の振興に関する基本的な方針、これにつきまして、今般の水産基本計画の改定にあわせまして次期水産基本計画との調和を図るといったような観点から、所要の見直し、変更を行うものでございます。

その前提といたしましては、内水面漁業をめぐる情勢等について、昨年9月の第63回の企画部会でも御説明をさせていただいたところですが、内水面漁業が有しております水産物供給や多面的機能、また内水面漁業協同組合の役割、そして河川等の生息環境の悪化やカワウ、外来魚による食害等々の課題、こういったことにつきましても、基本的には平成26年の基本方針制定時からまだ2年余でございますので、大きく変わっていないものと考えております。その上で現行の基本方針に基づく施策等の評価と基本方針変更の方向性について御説明をいたします。

それでは、資料の2-1を御覧ください。資料2-2は現行基本方針の全文でございますので、適宜御参照いただければと思います。

まず1ページ目でございますけれども、上の四角、ここには現行基本方針の第1、内水面漁業に関する基本的方向、これをお示ししております総論でございます。

現行の規定でございますけれども、ここに書いてございますとおり、内水面漁業の施策の推進に当たりまして、内水面漁業の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮され、将来にわたって国民がその恵沢を享受することが出来るようにする。これを旨として云々となっております。これにつきましては、この下の基本方針の変更の方向性というところで書いてございますとおり、現行の規定が内水面漁業の振興に関する法律の第2、基本理念の規定をほぼそのまま引用して書かれております。この2つ目の丸にありますとおり、今般の水産基本計画の議論、これを踏まえまして、より具体的に、1つは①として内水面水産資源の維持増大を図ること、②として漁場環境の保全・管理活動の核として内水面漁業協同組合が持続的に活動すること、③として遊漁や川辺での自然との触れ合いが促進され、水産物の販売や農業・観光業との連携による地域振興が発展すること。こういった3点を旨として、関係者間の連携による必要な施策を総合的に推進するといったような書きぶりに変更したいと考えております。

また、この3つ目の丸にありますとおり、漁場環境の再生等におきまして他地域の模範となるような関係者の連携事例の普及を図ることによりまして、施策の着実な実施を図るといった記述も追加したいと考えているところでございます。

1ページ進めていただきまして、2ページには右側の四角に現行基本方針の第2、内水

面水産資源の回復に関する基本的事項ということ、それと右側には、それに対応して現在実施しております施策、事業といったものをお示ししております。

現行の基本方針では、まず内水面水産資源の増殖及び養殖の推進といたしまして、増殖技術の研究開発とか種苗生産施設等の整備等々の事項が掲げられておりまして、これに対しまして右側にありますとおり、各種の技術開発や施設整備等の支援が実施されているところでございます。

同じく特定外来生物等による被害の防止措置ということについては、外来魚の効果的防除技術の開発とかカワウの個体数半減目標の早期達成といった事項を挙げておりまして、これに対しても所要の技術開発、対策が右の四角にありますとおり実施されております。

また、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等の事項についても、防疫対策やワクチン開発等が進められているところでございます。

これらにつきまして、施策の効果に関する評価と対応の方向性といたしまして、下の四角のほうに書いてございます。内水面水産資源の回復を図るためには、現行の基本方針に基づく関連施策、これが今着実に実施されているところでありまして、これらをさらに推進していく必要があると考えておりまして、現行の記載を維持したいと考えております。

もう1ページ進めていただきまして3ページ目でございます。

同じく現行基本方針の第3、内水面における漁場環境の改正に関する基本的事項、それと、それに対応した施策をお示ししております。

現行基本方針では、内水面に係る水質・水量の確保として、下水道や浄化槽等の整備の促進、また森林の整備・保全として森林整備、治山施設整備等の促進、また内水面水産資源の成育に関する施設の整備として魚道の設置等の推進、自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進として、河川が本来有している生物の生息環境等の創出を基本とした河川管理、こういった事項が掲げられておりまして、これに基づいて右側にあります下水道の整備等々の施策が実施されているところでございます。

これらにつきましても、下の四角にありますとおり、内水面にける漁場環境の再生を図るという観点で、現行基本方針に基づく関連施策、いずれも重要なものでございますけれども、着実に実施されているというところがございますので、これらをさらに推進していく必要があることから、現行の記載を維持したいと考えております。

また1ページ進めていただきまして、4ページには現行基本方針の第4、内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項と、それに対応した施策をお示ししております。

現行基本方針では、効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成としては、「浜の活力再生プラン」の取組み促進、多面的機能の発揮に資する取組みへの支援として生態系の維持・保全活動等への取組み支援、人材の育成・確保として漁業現場での長期研修等の支援、また、回遊魚類の増殖の取組みへの支援として太平洋におけるサケの回帰率低下の要因調査等といった事項が掲げられておりまして、これに基づいて現在右側の各種支援や事業等の施策が実施されております。

これらにつきましても、下の四角の1番目の丸にありますとおり、内水面漁業の健全な発展を図るために、現行基本方針に基づく関連施策、これらが着実に実施されているところでもありますので、これらをさらに推進していく必要があるということで、基本的には現行の記載を維持したいと考えております。

ただし、この2つ目の丸でございますけれども、1つは「効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成」につきまして、施策等の実施状況にありますとおり、推進すべき取組みとして、従来からの「浜の活力再生プラン」のほか、右上の実施状況にありますとおり、平成28年1月からは広域的な漁村地域が連携して浜の機能再編等を推進するための取組みということで、「浜の活力再生広域プラン」、これが新たに加わっております。こういった点を反映させたいと考えております。

また、3つ目の丸でございますけれども、回遊魚類の増殖の取組みの支援ということに関しまして、前回、第67回企画部会でも御意見を頂戴いたしましたサケにつきまして、太平洋側だけではなくて全国的に回帰率が低下しているといった今の現状、これに応じた記述に修正をしたいと考えております。

最後のページ、5ページでございますけれども、現行基本方針の第5、その他内水面漁業の振興に関する重要事項と、それに対応した施策をお示ししております。

現行の基本方針では、国内外におけますウナギの資源管理の推進として、国際的な資源管理やウナギ養殖業の届出制、こういったものを書いております。内水面漁業の振興に関する法律第35条に基づく協議会、平成23年原子力事故による被害等への対策、また内水面に排出又は放流される水に係る規制のあり方、こういった事項が掲げられております。これに基づいて右側の各種施策が実施されておるところでございます。

これらにつきましても、下の四角、1つ目の丸にありますとおり、現行基本方針に基づく関連施策が着実に実施されているということで、これらをさらに推進していく必要があると考えておりまして、基本的には現行の記載を維持したいと考えておりますが、ただし、

2つ目の丸にありますとおり、ウナギの資源管理につきましては、右上の施策等の実施状況に記載しておりますとおり、ウナギの資源管理に関する取組みが強化されておまして、既にウナギ養殖業が平成27年6月から許可制に移行しているといった現状でございます。こうした施策の現状に応じた記述に修正したいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長でございます。

続きまして、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針についてということで、略称として栽培漁業基本方針、これについて説明いたします。

前回の審議会でも、今回、第7次栽培漁業基本方針の見直しにつきましては、内容についての大きな見直しではなく、技術的中心の軽微な見直しを行うという御説明をさせていただきました。

それでは、資料の3-1、第7次栽培漁業基本方針の概要について簡単に説明いたします。

まず、栽培漁業基本方針とはということで、右上にページ番号を入れておりますが、1ページ進めていただいて、1ページでございます。

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針は、沿岸漁場整備開発法の規定により、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、おおむね5年を一期として、水産政策審議会の意見を聴いて農林水産大臣が策定ということになってございます。右側のほうに第1次からの大体の変遷が出ているわけでございますけれども、おおむね5年ごとに見直しておまして、今現在は第7次栽培漁業基本方針ということで、平成27年度から平成33年度の7年間ということで位置づけております。

内容につきましては、もう皆様も御承知だと思いますが、次以降が大体の概要でございます。2ページ目、例えば資源造成型栽培漁業の推進、続きまして漁獲管理との連携の強化、対象種の重点化等による効率的かつ効果的な栽培漁業の推進、それから、例えば11ページに参りますと東日本大震災からの復興、こういうことが網羅されてございます。

最後のページをちょっとごらんになっていただきたいのですが、17ページでございます。

この最後の17ページの22の基本方針の期間等というところでございますが、ここで「本基本方針の期間は、平成27年度から平成33年度末までとする。なお、本基本方針の期間中に水産基本計画の変更が行われる時には、基本方針の内容について必要な見直しを行う」

と、このように記述されておりますので、この記述に基づきまして技術的な変更を行いたいという考えでございます。

続きまして、では、具体的にどの部分を見直しを考えているかといいますと、資料の3-2でございます。

まず前書きといたしまして、水産基本計画の栽培漁業に関する記述を引用している箇所について、次期水産基本計画における栽培漁業の記述を追加する、置きかえるということでございます。それから、これは技術的でございます。国立研究開発法人水産総合研究センターの名称を現在の国立研究開発法人水産研究・教育機構に変更いたします。

それから、第1でございますけれども、この「水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標」、この部分で東日本大震災からの復興というところがございまして、その中の記述は、「被災県における放流用種苗生産については、平成27年度末までに、被災前の生産水準への回復を目指す」という記述がございましてけれども、残念ながら今、まだ福島県につきましては被災前の水準に回復していない。福島県の放流用種苗生産については、回復の目標時期を改めて定める記述に変更したいと、このように考えてございます。記述の変更につきましては、今、福島の栽培センターの復興の状況、あるいは昨年3月に閣議決定された復興・創生期間における東日本大震災からの復興の基本方針、このあたりを考慮して新たな記述に検討していきたいと思っております。

資料の3-3は、これは参考までで、今私が説明しました現在の基本方針の変更する、見直して記述が変わる部分についてだけ黄色の色塗りをしてございます。

以上でございます。

○馬場部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等がありましたらお願いします。

大森委員、お願いします。

○大森委員 内水面漁業の基本方針の関係であります。

1つは、4ページの方向性のところで「さけについて、『太平洋側』のみならず、『全国的に』、回帰率が低下している現状に応じた記述に修正」と、これはまさにそういうことでございますので、しっかりと書いていただきたいんですけども、前回も私は意見を言わせていただいたとおり、やはり回帰率を回復していくということに関しての目標値を設定したような取り組みということを引き続き御検討いただきたいと思っております。

それから、5ページの内水面に排出又は放流される水に係る規制のあり方でございます。

この施策等の実施状況にありますとおり、この下水処理の残留の塩素、これが内水面に与える影響に関する調査を実施していただいておりますけれども、もうこの次の段階、この調査を踏まえて、これが水産環境、魚類の環境にどういう状況を与えているのかということ踏まえた、次の具体的な施策の展開に進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○馬場部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

長瀬委員、お願いします。

○長瀬委員 すみません。お伺いします。

内水面について、いろいろと先進的な見解で記述されています。この記述されていることについては何も申し分ないなというふうに考えております。施策の内容について、これって各省庁にまたがることが多いかと思えます。このことについて弊害はないのか。それとか、もう少し踏み込んだ記述が必要な部分がないのかということについて、まずお伺いをしたいと思います。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。

東村委員、お願いします。

○東村委員 東村でございます。

内水面漁業の基本方針の変更の方向性等についてという、資料2-1の1ページの基本方針の変更の方向性の2つ目の丸の③、「遊漁や川辺での自然との触れ合いが促進され」と書かれております。内水面というのは、海辺、浜辺に勝とも劣らず遊漁というのが非常に重要になってくると思うのですが、これ、振興のほうは書かれているんですが、規制のほうに関しては書かれていないように、ここだけ見ていると思われるんですが、なかなかトラブルもあるようですので、そのあたりはどのようなふうになっているのかという質問でございます。

ありがとうございます。

○馬場部会長 では、ここで一旦御回答いただきましょうか。

○内水面漁業振興室長 ありがとうございます。

まず、大森委員からのサケについてでございますけれども、ここの記述につきましては、引き続き水産基本計画の記述の検討とあわせて具体的な記述の方向を検討してまいりたいと考えております。

また、長瀬委員のほうから、施策の内容につきまして関係省庁がいろいろな施策にまたがっているという御指摘がございました。これにつきましては、現在も関係省庁の連携体制をとって進めているところでございます。また、さらにこの連携を強めていくということで、先ほど御説明いたしました資料の中でも1ページの基本的な変更の方向性の3番目の丸、この中で関係者間の連携事例、これがまさしく現場において内水面漁業者と河川管理者又は地方自治体、こういったところが一緒になって連携を図って川づくりを進めているといった事例がございますので、こういったことをさらに普及させることで現場にこの活動を広げていきたいと考えております。

また、東村委員から遊漁についての規制ということがございましたけれども、これにつきましても、遊漁のルール、これを皆さんに周知していくという取組みも進めているところでございますので、決してそれをおざなりにするわけではなくて、しっかりとルールを守っていただく、ルールを守って楽しく遊んでいただくということで、遊漁者の方に川に来ていただきたいと考えております。

以上でございます。

○馬場部会長 よろしいですか。

それでは、引き続き御意見、御質問がありましたら。

細川委員、あと菅原特別委員。

○細川委員 質問とお願いです。

2ページ目の④のところウナギ種苗の云々ということが出ておるんですけども、最近ウナギに限らず陸上養殖というのが課題になっていると思いますので、その辺の情報というのも一つ加えていただければと思います。

それから、同じページの内水面水産資源に係る伝染病疾病、この辺につきましては、これは質問なんですけれども、魚類のこういう処理をされる方というのは、どこでどんな勉強をされている方がやっておられるんでしょうかね。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○菅原特別委員 菅原です。

資料2-1の2ページ目なんですけれども、特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等の中に、外来魚の効果的な防除手法の技術開発を進めると書かれているのですが、私、琵琶湖の漁師さんとよくお話する機会がありまして、ブルーギルだとかブラックバス等の被害がかなり深刻な問題になっていまして、彼らは電気ショッカーによってそ

ういった駆除を地道にしております。この中で技術開発を進めるという文言があるのですが、今現在どのような技術が開発されているのか、わかれば教えていただきたいと思いません。

○馬場部会長 もうお一方、どうでしょうか。

長瀬委員。

○長瀬委員 資料2-1の1ページの①、②、③と中段にあります、内水面資源の維持増大を図ることとなっています。内水面に関して言いますと、閉鎖的で山との関係がすごく大きなかわりを持っています。内水面資源を豊かにするためには、河川や河川を取り巻く環境が生物にとってすごくいい、好適であるということが重要である。これは皆さんご存じのことと思いますが、水産資源の育成に資する施策として、今現在多自然型川づくりという理念のもとに魚道の整備を含めた施策が行われています。このことについてはすごく感謝をしていますが、この施設とか、そういうものを整備する際には、漁業者等の意見を聞きながら、生物の成育にとって有効な施設になるような配慮をしていただきたい。

また、平成9年までに造られたダムとか堰については、治水・利水ということしか考えられていませんので、この運用によって河川に対する影響がすごく懸念されています。治水や利水に悪影響を及ぼさない範囲で水産資源の生活史などに配慮された運用をしてもらえというような、各省庁にまたがった水産資源の増殖に効果があるような運用をしていただけるといいなというふうに思っています。

ダムとか堰について、治水や利水に悪影響を及ぼさない範囲で水産資源の生活史などに配慮した運用をすること、このことが全国的に河川の中で運用することの基礎となれば、河川の①に掲げてあります内水面資源の維持増大に大きく資することになると考えますので、このことについてもお考えをいただきたいと思いません。

○馬場部会長 では、ここで一旦御回答いただけますでしょうか。

○内水面漁業振興室長 内水面漁業振興室長でございます。ありがとうございます。

まず、先ほど大森委員から御指摘いただいた中で1つお答え忘れたことがございまして、海域に排出又は放水される水の問題でございます。これは現行の基本方針の中で書かれておりますとおり、資料の2-2の一番最後のページになりますけれども、調査をやるだけではなくて、その調査結果を踏まえて検討を加えまして、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるというところまで現行の基本方針では書いてございますので、これに基づいて具体化を図っていくことになるかと御理解いただければと思いません。

す。

それから、今御指摘をいただきました陸上養殖についてでございますけれども、水産基本計画との兼ね合いもございますので、これからの記述の検討の中で参考にさせていただきたいと思います。

また、魚類の防疫に関することで、どういった人間が扱っているのかということでございますけれども、これにつきましては、水産系の専門の学部を出た方、そういう方が中心になってやられているということで、一つには魚類防疫の研修を受けた方が、魚類防疫士になって管理をするということで現場のほうで対応していると承知をしております。

それから、菅原特別委員のほうからもう一つ、琵琶湖のお話を今いただきました。まさしく今、琵琶湖がそうなのでございますけれども、電気ショッカーを使ったり、これも新しい技術として開発されてきたものですし、あと、漁業活動の中で獲られたものを捨てないで持って帰っていただいて全部回収するといったような取り組みも琵琶湖でやっております。

ただ、今問題になっておりますのはリバウンド現象ということでございまして、これまでずっと安定的に減ってきていたブラックバスの量が、ここへ来て急に増え出すという事態が起こっております。それについての原因究明というものを、この技術開発の中でやっております。要は、大きな魚だけを駆除していくと生息量は一旦減るのですが、生き残った稚魚というのは、彼らは共食いするものですから、実はブラックバスの一番の天敵はブラックバスなんですね。ですから、成魚を獲ってしまうことによって、その翌年、幼魚が爆発的に増えるといったことでリバウンドが起こってきているということが水産研究・教育機構等の研究でわかってまいりましたので、要は、成魚だけを駆除するのではなくて、産卵床を駆除するとか、そういったことを複合的にやらないとこういうことになるということで、これを現場のほうに反映させていくということで、今進めているところでございます。

また、長瀬委員のほうから、施設をつくる場合に生物に配慮した施設にすべきであるということで、これはまさしく今度の基本方針の変更の中でも関係者間の連携事例として普及ということで書いていきたいと思いますが、要は、やっぱり現場でそういった施設に対して、ここをこうしたらいいよ、ここをこうしたら、もっと魚が楽に遡上できるようになるよという意見を出して、しっかり河川の管理者と漁業者さんが話し合いが出来るということが大事であろうと思いますので、こういった取組みを通じて改善を図っていきたいと考えております。

また、治水・利水のみではなくて、生物にも配慮した堰等の運用を図るべきであるという長瀬委員の御指摘がございましたので、これにつきましても今後の水産基本計画とあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○馬場部会長 よろしいでしょうか。

では、引き続き御意見、御質問がありましたらお願いします。

浜田委員お願いします。

○浜田委員 内水面の魚類の陸上の養殖についてなんですけれども、最近、長野県で陸上養殖をしている信州サーモンを扱う機会がありました。信州サーモンとなっているんですが、実は信州にもともとあるニジマスと海外から持ってきたサーモントラウト、これをかけ合わせて信州サーモンという名前で陸上で養殖、佐久のほうで養殖をしているものでした。

佐久のほうは、もともと食用のコイを養殖したりしていたんですが、コイの需要が減ってきて、その代替になるもので利益を得られるものということで信州サーモンという新しい魚を開発して養殖に当たっていると、その流れはわかるんですが、かけ合わせたものが、それを結局人に食べさせるわけですから、本当に人の体にとって安心・安全なものなのかどうかで、農業でいいますと、最近は遺伝子組み換え、遺伝子交配をしたものに対して消費者のほうもかなりアレルギーがあるというか、気をつけていますし、原材料表示にも一部表示されるようになっていきますので、どちらかという原点回帰で、もともと地元にあった、やはり原種の野菜、自然の形のものを食べましょうという方向に行っていますし、農法としても有機栽培というものが着目をされてきたりしています。

地元にあったものを大切にすることでは、この東京も江戸東京野菜をJAの東京中央が45品目認定をして、江戸にもともとあった野菜を原種を食べましょうということで活動をされていたりするのですが、今の内水面を含めた漁業のトレンドとといいますか方向性が、かけ合わせて育てやすい、養殖しやすい種苗を増やすという方向に行っていないかということで、それを本当に食べる側としては安心・安全なのかどうかと、消費者がそれを知ったときに本当に欲しい、食したい食品なのかどうかということを危惧しております。

規制緩和ということなのでしょうが、ウナギの養殖を届出制から認可制にしたということで、それで広く門戸を開くことによってウナギの数を増やしたり、需要と供給の balan

スをとったりということもわかるんですが、やはりしっかりと知識を持った人が育てた安心・安全な食品なのかどうかということが、出荷して消費者の手元に届いたときには問われることですので、その辺の安全性との整合性がとれているのかどうかということもお伺いしたいです。

これは一つの情報なんですけれども、琵琶湖というのは周辺に関西地区を抱えておりまして、実は関西地区の周辺にあります調理師専門学校では、琵琶湖でとれたブラックバス、これはリリースしてはいけないということになっていますので、獲ったものは処分しなければいけないのですね。ただ、琵琶湖の周辺に捨ててしまうと琵琶湖周辺の環境を汚染します。また腐ったりして、その辺りのごみになるということですので、三枚おろしの練習用にそれをいただいて最後まで有効活用をして、生徒たちの技術向上にはなって、ブラックバスのリリースをしないという原理原則にはのっとっているということで、一つ後進の技術の向上には役立っているという活動もありますという情報提供です。

以上です。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、もし御回答がありましたら。よろしいですか。

○内水面漁業振興室長 内水面漁業振興室長でございます。

今、信州サーモンというようなことでありましたけれども、信州サーモンにつきましては、ニジマスとブラウントラウトをかけ合わせた、異質三倍体と言っておりますものでございます。ニジマスもブラウントラウトも、そもそも日本にはいなかった魚、外来種でございますけれども、明治のころから日本に輸入をされて利用されてきたという歴史がございます。

そういった中で、今、かけ合わせて安全性は大丈夫なのかという御指摘がございましたけれども、これに使われております技術は遺伝子組み換えといったような技術ではなくて、いわゆる染色体操作という手法を用いております。要は、そもそもニジマスなりブラウントラウトなりが持っていた遺伝子を変えないで、その染色体を操作することで、いわゆる子供をつくらない、不妊化と言っておりますけれども、不妊化の個体をつくって大きくする。卵を持つと、その分の栄養が卵に取られてしまうので、そういったことがないようにしてより大きく育つ品種をつくるという技術でございます。そういうことで、基本的にはもともと食用にされていたものが持っていた遺伝子を何ら改変することなく活用しておりますので、いわゆる食品としての安全性について問題はないと考えております。

ただ、技術としては、その利用が適正なものかどうかということの評価を確認するといったことで水産庁から通達を出しまして、こういった一つ一つの作出技術、品種につきまして確認を行うという形でやっております、この信州サーモンにつきましても、平成16年4月に水産庁から確認通知を出しているといったところでございます。

また、琵琶湖のブラックバスを食べて減らそうということで、獲るだけではなくて食べることで減らしていこうという取り組み、大変ありがたいと思っております。陸上養殖の安全性という問題もありましたけれども、基本的には薬品の残留ですとか、そういうことについては全て基準が設けられておまして、人体に安全なものを養殖して生産するという形でやっております。

以上です。

○馬場部会長 ほかに御意見、御質問はいかがでしょうか。

平野委員。

○平野委員 5ページ目の3つ目の左側の四角なんですけど、平成23年原子力事故による被害等への対策というのがあるんですけども、内水面、特に湖とか沼というのは外洋と接しているわけではないので、放射性物質が薄まりにくいというように聞いておりますが、その実施状況が、水産物のモニタリング調査の支援やホームページなどで情報を提供するという、それだけではちょっと対策としては少ないような気がするんですけども、これ以外にもっと内水面の放射性物質が薄くなるような対策をしているかどうか、ちょっと伺いたいと思っております。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

無いようですので、御回答をお願いします。

○内水面漁業振興室長 内水面漁業振興室長でございます。

原子力事故での被害等の対策ということでございますけれども、残念ながら、この放射性物質の濃度を下げていくということについて、自然界で人間がやれることというのは限られていると考えております。やはり我々としては、まずはしっかりと調査をすること、それと、それを国民にプレスリリース等を通じてしっかりと正確な情報を伝えていくということで、内水面漁業の復興に結びつけていきたいと考えております。

また、本当に現場でこのことで御苦労されているということは、日ごろより伺っておりますので、よく現場のお声を聞いて施策に結びつけていきたいと考えております。

○馬場部会長 ありがとうございます。

ほかに無ければ、そろそろ時間ですので締めたいと思います。よろしいでしょうか。もし何かお気づきの点がありましたら、事務局にメール等でお寄せください。

あと、事務局で何か御報告がありますか。

○企画課長 皆様、本日は御審議ありがとうございました。本日いただきました御意見を踏まえまして、事務局として引き続き水産基本計画の取りまとめの作業を進めていきたいと考えております。

別途報告させていただきました2つの内水面漁業等の基本方針につきましては、スケジュールに沿って進めてまいりたいと思います。

今後の企画部会の日程ですが、次回、第69回については2月23日木曜日を予定しております。午前10時から始まりまして、昼食を挟んで午後まで至ることになっておりますので、お忙しいこととは存じますが、御出席方よろしく願いいたします。

本日はまことにありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

○馬場部会長 以上をもちまして、本日の企画部会を終了いたします。ありがとうございました。